

平成25年度宇宙開発利用大賞 募集要項(案)

留意事項

1. 本募集要項(案)は、平成25年度宇宙開発利用大賞の募集事務を円滑に行うため、仮掲載しているものであり、内容については修正する場合があります。
2. 正式な募集要項(募集期間、応募書類のダウンロードURL、応募書類の送付先、応募書類に関する問い合わせ先等)が決まりましたら改めて公表いたします。(5月下旬を予定)

平成25年5月
内閣府宇宙戦略室

目次

1. 宇宙開発利用大賞の概要	3
2. 受賞候補者の募集	3
(1) 募集対象	3
(2) 表彰の種類等	3
(3) 募集の方法	4
(4) 候補者に必要な資格	4
3. 審査方法等	5
(1) 審査方法	5
(2) 審査の基準	5
4. 応募方法	5
(1) 応募書類の作成	5
(2) 応募書類に関する問い合わせ先	6
(3) 募集期間	6
(4) 応募費用	6
(5) その他	7
5. 受賞者の発表及び表彰式	7
(1) 受賞者の発表	7
(2) 表彰方法	7
(3) 受賞後の広報・PR 等	7
(4) 表彰の取り消し	7

1. 宇宙開発利用大賞の概要

宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)における「利用の拡大」を促すため、宇宙開発利用の推進において大きな成果を収める、先導的な取り組みを行う等、宇宙開発利用の推進に多大な貢献をした優れた成功事例に関し、その功績をたたえることにより、我が国の宇宙開発利用の更なる進展や宇宙開発利用に対する国民の認識と理解の醸成に寄与することを目的とした表彰制度です。

2. 受賞候補者の募集

(1) 募集対象

以下の事例(過去1年間の実績に限らない。)について、顕著な功績があったと認められる個人又は団体に対して表彰します。

- ① 宇宙に関連し、商品・サービスを提供し、宇宙の利用拡大に成果を上げた個人又は団体
- ② 宇宙に関連し、今後の宇宙利用の拡大に成果が期待できる独創的な宇宙利用の方法の考案等を行った個人又は団体
- ③ 中小企業、大学等で、宇宙に関連し、優れた技術を保有し、我が国宇宙産業の発展に貢献している個人又は団体
- ④ 宇宙に関連し、優れた研究開発を行い、宇宙の開発利用に貢献している個人又は団体
- ⑤ 宇宙に関連し、教育、広報や地域のまちづくり等において、宇宙の開発利用に貢献しているもの

なお、個人又は団体が、国又は独立行政法人が定めた仕様に基いて、単に国又は独立行政法人との契約に則り納入等したのみの事例は、顕著な功績があったものとは見なされません。

(2) 表彰の種類等

上記の表彰対象5つに対して、以下の賞を募集します。各賞ともに表彰状と記念品を授与します。なお、下記の賞の種類には該当がない場合もあります。受賞者は1件当たり最大3者とします。

- ① 内閣総理大臣賞 1件
極めて顕著な功績があったと認められる事例
- ② 内閣府特命担当大臣(宇宙政策)賞 1件
特に顕著な功績があったと認められる事例

- ③ 総務大臣賞 1件
情報通信の発展、地域の振興等の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ④ 文部科学大臣賞 1件
科学技術・学術の振興の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑤ 経済産業大臣賞 1件
鉱工業の振興の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑥ 国土交通大臣賞 1件
国土交通分野における宇宙開発利用の推進の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑦ 環境大臣賞 1件
地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及びその他の環境の保全の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑧ 防衛大臣賞 1件
防衛分野における宇宙開発利用の推進の視点から特に顕著な功績があったと認められる事例
- ⑨ 宇宙航空研究開発機構理事長賞 1件
宇宙開発利用の技術の観点から顕著な功績があったと認められる事例

(3) 募集の方法

- ① 自薦他薦を問わない公募方式であり、どなたでも応募が可能です。

(4) 候補者に必要な資格

- ① 候補者については、国籍を問いません。ただし、応募対象は日本国内で実績が上がっている事例とします。
- ② 既に国家栄典(叙勲、褒章)を受けている方は受賞対象とはなりません。また外国の国家栄典又はそれに準ずるものを受けている方も受賞対象とはなりません。ただし、中央省庁又はその他の機関(地方自治体、業界団体等)による表彰制度の受賞者は対象となります。
- ③ 今回の表彰において、同一人に対して複数の表彰は行いません。
- ④ 禁固刑以上の刑歴を有する方は受賞対象から除外します。

3. 審査方法等

(1) 審査方法

関係府省による予備選考を経た後、有識者等で構成される選考委員会による選考を経て、受賞者の選出を行います。

(2) 審査の基準

審査は、以下の点から、優れていると評価される事例を選考します。

① 市場拡大への貢献

契約件数、売上実績等が伸びていること、又は、契約件数、売上実績等の伸びが期待できることが合理的に説明できること。

② 産業、生活、行政の高度化及び効率化への貢献

産業、生活、行政の高度化及び効率化に優れた貢献をしていること、又は期待できることが合理的に説明できること。

③ 技術への貢献

宇宙開発利用に貢献している、又は貢献が期待できる優れた研究開発を行っていること。

④ 普及啓発への貢献

不特定多数の者に、宇宙開発利用に貢献している優れた普及啓発を行っていること。

なお、中小企業、大学等での取り組みの場合及び公費の関与度合いの低い場合は、採点時の加点要素となり得ます。

4. 応募方法

(1) 応募書類の作成

- ① 応募に当たっては、所定の応募書類を作成して頂く必要があります。応募書類は宇宙開発利用大賞のホームページからダウンロードしてください。

宇宙開発利用大賞のホームページ

<http://www.xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx>

② 応募書類の提出方法

応募については応募書類をダウンロードして必要事項を記入の上、上記応募専用ホームページより電子メール又は郵送(簡易書留か追跡可能な信書便)にて送付してください。郵送の場合は、応募書類に加えて応募書類を記録した CD-R も同封していただき、下記の応募書類送付先まで郵送ください。

詳細は、応募専用ホームページをご覧ください。

応募の際には、応募案件に関する追加説明資料としてパンフレットや説明資料等を添付できますが、審査は様式1, 2の記載内容を中心に行いますので、数値(契約件数や売上実績等)等による定量的な実績値の記載を含め、全体申請内容は極力、応募申込書への書き込みをお願いします。

なお、提出された応募書類等は返却しませんので、予めご了承ください。また、提出された応募書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。

応募書類送付先(郵送の場合)

〒XXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(2) 応募書類に関する問い合わせ先

下記事務局までお問い合わせください。応募書類提出後の確認や修正に関するお問い合わせにはお答えできませんので、十分ご確認いただいたうえでご提出ください。

問い合わせ先

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

受賞者決定前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせ、落選した場合の落選理由に関するお問い合わせ等には一切お答えできませんのでご了承ください。

(3) 募集期間

平成25年5月下旬～平成25年7月4日(木)

この期間内であればいつでも応募可能ですが、電子メール及び郵送による応募共に平成25年7月4日(木)必着(郵送の場合は応募書類送付先必着)でご提出ください。

(4) 応募費用

応募に際して、手数料等はいかかりませんが、応募書類の送料は応募者の負担とさせていただきます。

(5) その他

- ① 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ② 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中でないことが条件です。
- ③ 応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合には、応募は無効となります。
- ④ 審査に当たって、書類内容の確認、追加資料提出のお願いや応募書類に関する質問など事務局から応募者に対して連絡する場合があります。このため、事務局からの連絡に適切かつ確実に応対下さるようお願いいたします。適切な応対がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります。
- ⑤ 他薦の場合は、原則として本人の了解を得た上で応募ください。

5. 受賞者の発表及び表彰式

(1) 受賞者の発表

受賞者の発表は平成25年10月を予定しています。受賞者及び受賞内容については、内閣府宇宙戦略室のホームページ等で発表するとともに、受賞者には直接通知します。選外となったものについては特に通知は致しません。

(2) 表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。表彰式等の詳細については追って受賞者に連絡します。

(3) 受賞後の広報・PR等

表彰式当日に受賞者による事例発表(プレゼンテーション、展示)を行う予定です。これに限らず、受賞者の方に対しては、受賞後の広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

(4) 表彰の取り消し

表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合は、受賞を取消し、表彰状等は返納することとします。